

令和7年度 下関市地域公共交通協議会（第3回）
議事録（概要版）

令和7年8月22日（金）13：30～
下関商工業振興センター 第2研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

会長：

議案(1)について、事務局より説明をよろしくお願いします。

事務局（都市計画課）：

議案(1)下関市生活バスにおける少量貨物有償運送許可申請について、ご説明させていただきます。

①菊川地区の継続更新となります。

1. これまでの経緯についてご説明いたします。

令和2年7月から令和3年5月まで、試行運行を実施しております。

その後、令和3年7月に貨物自動車運送事業者へ意見照会、下関市地域公共交通会議において、少量貨物運送について審議いただき、承認されております。

令和3年8月に山口運輸支局に対し、少量貨物の有償運行に係る許可申請を行い、同10月に下関市生活バスの許可を受けております。

令和4年1月に本格運送を開始しており、以降、毎年貨物運送事業者の意見を伺ったうえで更新許可申請を行い、許可を受けて実施をしております。

2. 事業の内容についてご説明いたします。

(1) 運行概要について、菊川の生活バスにおいて、従来の生活バス運行に加え、乗客の手荷物ではない少量貨物、出荷のための野菜、果物、穀物などの農産物、加工品に限った少量貨物についての有償運送を行っております。生活バスに乗客と貨物を混載する、貨客混載事業を実施しております。

（2）利用方法について、集荷団体（農産物産直市場等）が、事前に利用者（産直市場の会員等）を取りまとめ、運送する主な荷物の種類、使用するコンテナの規格等について市に登録を届け出たうえで実施しております。

運送の予約については予約バスの利用方法を準用し、利用者からの出荷情報を集荷団体が受け付け、一括して運送事業者へ予約を行うようになっております。

（3）積載方法について、生活バス後方に設置した特設柵棚に利用者自らが農産物等の入ったコンテナを積載し、生活バス運転手がゴムバンド等で固定いたします。運転手は必要に応じて積み込みの補助を行っている状況でございます。貨物の総積載量は350kg以内とし、生活バス乗車客席は常時9人の座席を確保できるようにしております。

（4）運送方法について、利用者から渡された貨物を、生活バスの停留所間を運送し、集荷団体が受け取る方式となっております。この停留所につきましては、予約バス等の運行区域において停留所以外の場所を事前登録した乗降場所を含みます。

（5）対象路線について、菊川生活バス路線のうち、樅ノ木・保木線となっており、予約バス路線となっております。

路線図のエリアは、記載しております菊川町東部のエリアとなっております。緑色部分のエリアのみが、貨客混載事業の実施している状況となっております。

（6）運賃について、生活バスと同じく、貨物（コンテナ）1個あたり100円となっております。

コンテナの規格につきましては、幅53cm×奥行き73.2cm×高さ27.2cm以内といたしまして、規格の1/2のサイズのコンテナ2個を1梱包にまとめたものであれば1個のコンテナとみなします。

3. 貨物自動車運送事業者からの、当該事業継続に対する意見の聴取についてご説明いたします。

文書において菊川総合支所から事前に伺っております。

対象事業者につきましては、記載の5つの事業者から伺っております。

「継続に対して特に意見無し」や「地域の農家のためには必要なことなので、是非継続していただければ」、という意見を伺っております。

また、「事業の目的、原状の範囲が地域の貨物運送事業者に影響を与えない範囲のものとして継続への同意」や、「大量・多頻度となった場合や範囲を増やす場合には継続の見直しをお願いしたい」という意見を伺っております。

②豊田地域になります。

1. 豊田地域の生活バスの利用状況についてご説明いたします。

豊田生活バスにつきましては、3台の車両で、予約バス路線4路線を運行しています。利用者は、市町村合併時の平成17年度は4,830人で、以降は減少傾向が続き、平成29年度は1,832人と約1/3まで利用者が減少しています。平成30年4月から生活バス利用料金をワンコイン化にして利用者が増えましたが、平成30年度の利用者は2,485人となっておりますが、依然として利用者数が低迷している状態です。

豊田総合支所管内的人口は令和7年3月末時点で4,220人、うち65歳以上の人口は2,181人で高齢化率は51.7%と、高齢化・過疎化が深刻な状況となっています。

2. 貨客混載事業導入によるメリットについてご説明いたします。

生活バスによる少量貨物運送事業を導入することにより、生活バスの利便性が周知されるとともに利用者拡大が図られ、生活バス路線の生産性が向上し、生活バス路線網の維持につなげようと考えております。

先ほど申し上げたように、過疎・高齢化により著しく衰退しており、近隣に商店等もなくバス停までの移動が困難な住民に対して生活必需品等を運送することで、生活環境の改善と負担軽減を図ることができるものと考えております。

3. 貨客混載に係る道路運送法の取扱いについてご説明いたします。

「自家用有償旅客運送者（道路運送法）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可の申請があったときは、運輸支局長は、定める要件を満たしている場合には、条件を付し、許可をする」ことができるとなっておりますので、こちらについて内容審議していきたいと思います。

4. 貨客混載事業実証運行の内容についてご説明いたします。

（1）運行概要について、従来の生活バス運行に加え、乗客の手荷物ではない少量貨物（生活必需品等）の有償運送を行うようになっております。

生活必需品につきましては、弁当や総菜、野菜などの食材。あとは、飲料などを予定しております。

今後は、小売店などの販売物品などを運送する可能性もございます。

(2) 利用方法について、小売業者等が、事前に利用者（会員等）を取りまとめ、運送する主な荷物の種類等について市に登録を届け出る。運送当日の予約については予約バスの利用方法を準用し、利用者からの情報を小売業者等が受け付け、一括して運送事業者に予約を行うようにしております。

(3) 積載方法について、生活バス後方に積載します。

貨物の総積載量は350kg以内としまして、生活バス利用客の座席スペースを確保して運行するようにしております。

(4) 運送方法について、小売業者等から渡された貨物を、生活バスの停留所、こちらにつきましては、事前登録した乗降場所を含む停留所へ運送し、利用者が受け取るという方針にしております。

(5) 対象路線について、下関市（豊田）生活バス路線となっておりまして、路線図でお示しのとおりです。

豊田町区域の中のみ運送するということで、豊田町の外からもしくは外へ運送するということはありません。豊田町の中の物品の運送ということで考えていただけたらと思います。

(6) 運賃について、貨物（コンテナ）1個あたり100円。

コンテナの規格は幅53cm×奥行き36.6cm×高さ32.5cm程度とするコンテナを予定しております。

先ほどの生活必需品等につきましては、この中に納まる範囲を物品ということで考えていただきたいです。

コンテナの積載イメージにつきましては、資料に掲載している写真のように、生活バス後方に積み上げて乗せ降ろしすることになります。コンテナの中に保冷バッグを入れ、お弁当等が腐らないよう対処を検討しております。

(7) 取り組みスケジュールについて、令和7年8月に少量貨物有償運送に係る貨物自動車運送事業者への意見照会させていただいて、本日ご出席していただいているおります事業者の皆様に意見を伺っている状況です。

また、本日の地域公共交通協議会において審議を行いまして、承認が得られましたら、少量貨物有償運送に係る申請の方を行ってまいります。

令和7年9月に少量貨物有償運送の許可を得て、令和7年10月に少量貨物有償運送の実証運行を開始するようになります。

事前に、貨物自動車運送事業者への意見照会ということで、意見を伺っており、「地域の方にとって便利になる」という参考意見を伺っております。生活バスの利用促進と理解していただいているところもありますが、「貨物運送事業者の地域の物流に影響を与えない範囲の物であれば」という意見もございますので、生活必需品の範囲が過度とならない形での運行を考えております。

説明は以上になります。

会長：

ご意見、ご質問等をうかがってまいりたいと思いますが、まず初めに、ご参加いただいているオブザーバーの皆様の方からご意見がございましたらお願ひしたいと思います。

オブザーバー：

(意見なし)

会長：

特段無いようでしたら、委員の方々からご意見、ご質問うかがってまいりたいと思います。

委員A：

オブザーバーの方からは意見なしということですが、豊田地域は、高齢化・人口減少が進んでおり、既存の貨物運送事業者のみによるサービス提供が難しいため、自家用有償旅客運送事業にて貨客混載を行うことにより、課題解決を図るという理解で良いでしょうか。

事務局：（都市計画課）

そのように理解していただいてよろしいかと思います。

委員B：

利用方法はネット注文でしょうか、どのように利用するのでしょうか。

事務局：（都市計画課）

例えばですが、利用者の方が地元のスーパーなどへ注文する形になりますが、注文方法につきましては、ネットの注文や電話注文でも対応できるような形になっております。

送るものについては、細かく1つ1つの注文受けるというよりは食材セットという形にして運送するように計画しております。

委員B：

この地域は、移動型のスーパー、軽トラックで利用者の自宅近くまで行って、食品の販売があるというように聞いております。

そういうものは、利用は無いのでしょうか。

事務局：（都市計画課）

移動販売があることは聞いておりますが、そういうところにも確認を取っているところです。

利用の状況については、移動販売があるというのは把握していない状況でございます。

委員B：

目で見て買い物をするということで安心して食材が買えると思いますが、その辺をスーパーさんと連携していただいて検討していただければと思います。

事務局：（都市計画課）

少し補足させていただきます。

今回は、公共交通の生活バスの空きスペースを活用する事業となります。

商品につきましては、まずは実証実験ですので、ご協力いただけるスーパーさんは3社と聞いております。

初めは、セット売りです。「お弁当セット」「飲料セット」等作って、利用者さんが簡単に注文できるように考えております。

チラシなどを見て注文する形か、もしくは「LINE」で注文を受けられるように考えております。

会長：

他に何かございますか。

オブザーバー：

オブザーバーから質問です。

現在、生活バスを利用している方が、買い物で利用されているのか、どういう目的で利用されているのか、データがあれば教えていただきたい。

それと、この地区に商店などがあるが、先ほどの3社ですが、地元の中心地などにあるお店も優先的に参加できる形を取れないか検討していただければなと思います。

事務局：（都市計画課）

事業背景ですが、下関市の調査ではないですが、社会福祉協議会の方で行いました利用調査で買い物を支援するような事ができないかという意見があり、検討している次第でございます。

生活バスの利用は、ほとんど地元の決まった方々になります。

今回の事業は、バス停などの関係で、不特定多数の移動が困難な方々の救済として考えております。一方で、外出の機会を無くさないように、慎重に検討して参りたいと思います。

お店につきましても、先ほど3社紹介させていただきましたが、まずは大きな店舗に話をさせていただきました。小売店の方も今後申請がございましたら拡大していくという考えでおります。

地元商店の方から、申し出がございましたら対応していきたいと思います。取りまとめやネット注文など人手がかかるといった理由で、今回はこちらの3社への依頼という話を聞いております。

今後、地元の方々から申し出がございましたら、順次対応していきたいと思います。

会長：

その他ございませんでしょうか。

委員C：

AIを使って実証実験をするというのがこの事業ということでよろしいですか。

事務局：（都市計画課）

後ほどAIについてもご説明させていただきますけれど、AIの導入も含めて、貨客混載を実証するということで考えております。

委員 C :

貨客混載事業は生活バスのバス停を使うということですが、もう少し柔軟な運行の仕方があるのでは、と思うのですがどうでしょうか。

スーパーから食材を注文するということですが、社会福祉協議会の事業の中に「配食サービス」というものがあります。

「配食サービス」の利用者が、1日 15~20 名いまして、利用される理由が外に出られない、体が不自由、移動手段がないから利用しているということがあります。

その中で、移動手段がない方は、移動手段があれば自分で買い物に行きたい。なので、柔軟に対応していただけるのであれば、自分でスーパーへ行き、好きなものが買えると思い、質問させていただきました。

事務局：（都市計画課）

豊田の生活バスは予約バスの方式になっています。事前に下関市の方にバス停として自宅前を登録しておけば、自宅前まで運行が可能となっておりますので、自宅からスーパーへと移動が可能になります。

ただ、自宅前から出発して好きなところへ行けるわけではなく、スーパーや総合支所等決められたバス停の停留所までしか運行できません。

そこが、タクシーとは違うところです。

委員 C :

ありがとうございます。

会長：

他には質問等ないでしょうか。

それでは、議案（1）につきまして、ご承認ということでよろしいでしょうか。よろしければ拍手をもってご承認ください。

<委員拍手>

ご承認いただいたということにさせていただきます。

事務局：（都市計画課）

ここで、オブザーバーとしてご参加頂きました、貨物運送事業者の皆様はご退席いただきます。ありがとうございました。

【オブザーバー退席】

会長 :

議案（2）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（都市計画課）：

議案（2）自家用有償旅客運送の変更登録の申請についてのご説明をさせていただきます。

①本庁地域の変更登録の申請についてご説明させていただきます。

サンデン交通株式会社が運行する内日線・員光線については、利用者の減少や運転手不足などの理由から、9月30日をもってバス路線の廃止が予定されています。

当該2路線については、引き続き地域住民の移動手段の確保を目的に、下関市において、自家用有償旅客運送による実証運行を予定していますが、登録を行うためには、道路運送法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送を行う路線や区域において、一般旅客自動車運送事業者による運行が困難であり、かつ、地域における必要な旅客運送を確保するために必要であることについて、地域公共交通協議会での合意が必要であるとされているため、ご審議いただくものです。

（1）路線、運送の区域について

「路線図」をご覧ください。

路線につきましては、次のページに一覧を記載しておりますが、今回、廃止バス路線を補完するということを考えていただければと思います。

内日線につきましては、内日河原～ヘルシーランドを経由して、もしくは、中央霊園を経由したうえで下関駅までの接続を予定しております。

なお、員光線につきましては、ゆめタウン～高磯～員光を通りまして、主にヘルシーランドまで接続し、そこから内日線へ接続していき、新下関駅まで行きたい方につきましては、乗り換えて頂く方式を考えております。

（2）運賃について

別途協議ということで、現在検討中でございます。運賃につきましては、協議会にて、9月の中旬ごろに文書審議にてご意見を伺いたいと考えております。

こちらの運行につきましては、生活バスとは違い「実証運行」ということで、個別の運賃設定を考えております。

便数については、地元や交通事業者の方々と協議を行っている状況ですので、交通事業者の方々に影響が出ないような範囲の運行を考えております。

②豊田地域の変更申請の申請についてご説明させていただきます。

本市では、市が運行主体となり、菊川・豊田・豊北の各地域において、「生活バス」を運行しております。

この度、豊田地域において、AI オンデマンド・貨客混載実証事業を行うにあたり、現在運行している 4 路線について、区域間の移動も可能とした実証を行う予定としており、これに伴い自家用有償旅客運送において、現在登録している路線を一部変更する必要があるため、ご審議いただくものとなっております。「路線図」をご覧ください。

現在、着色しているそれぞれのエリア「一の俣」「今出」「杁路子」「一の瀬」の区域がございます。この豊田町地域を一つのエリアとして運行できるものと考えております。

次のページにつきましては、中心部の「路線図」となっております。

既存のバス停はそのまま残しながら区域運行することと考えております。

それぞれの区間を細かくエリア分けしたものになります。この内容につきましては、今までの登録内容と変更はございません。今回変更となるのは 4 つの区域について、それぞれの区域間を移動できるようにするという変更の申請となっております。

説明は以上になります。

会長：

ご意見、ご質問ございましたら挙手にてお願ひいたします。

委員 D：

確認ですが、黄色の区域からピンク色の区域へ、緑色の区域から赤色の区域へというように隣の区域へ行き来することができるということでしょうか。

事務局（都市計画課）：

はい、そのような形になります。

ただし、従来の生活バスの停留所がありますので、あくまで「登録があるバス停」の間での運行になりますので、タクシーのように行先指定はできません。

会長：

他にございませんか。

委員E：

廃止路線（内日・員光線）については、既存の乗合バスの路線を踏襲するという形でよろしかったでしょうか。

事務局（都市計画課）：

基本、そのような形になります。

一部、経路の変更などが発生しております。

基本的には、今までの路線をそのまま使用するようになります。内日線については、ほぼそのまま使用する形で、員光線については、今まで新下関駅まで直接運行していたものを、ヘルシーランドで乗換えの形での運行と考えております。

委員E：

豊田地域は、今まで4系統ありますて、路線を赤い線で示されていますが、全地域をデマンド運行にするのであれば、路線自体の必要性がどうなのか、ということを含めてどうお考えなのでしょうか。

事務局（都市計画課）：

今回実証となりますので、当面そのまま残しておいて、今後、本格運行になったとき、このまま残すのか検討していく予定です。

委員E：

ありがとうございます。

会長：

ご意見などありますでしょうか。

議案（2）につきましても承認ということでよろしいでしょうか。拍手でご承認いただけたらと思います。

<委員拍手>

議案（2）もご承認いただけたということにさせていただきます。

議案（3）について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局（都市計画課）：

議案（3）下関市地域公共交通計画の一部改訂（案）についてのご説明をさせていただきます。

①「下関市地域公共交通計画」の一部改訂について

路線バスや市生活バスの運行について、国が定める「地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業を活用するためには、地域公共交通計画に補助対象系統等を位置付け、地域公共交通計画と補助制度の連動化をするため、現計画「下関市地域公共交通計画」の一部改訂に対応します。これにつきましては、6月の第2回地域公共交通協議会において、この計画の追補編を承認いただいたところです。

今回、ブルーライン交通の豊田町西市～平原、市民病院～来福台路線につきまして、地域内フィーダー系統への位置付けが必要となりましたので、この計画の追補編を一部改訂し、6月に運輸局へ提出した申請書類の差替えを行うもので

②中国運輸局長による交通不便地域指定の申請について

地域内フィーダー系統国庫補助金の申請においては、交通不便地域として運輸局長による指定を受ける必要のある地域があります。

当市において、上記の要件に該当する交通不便地域の指定期間が満了となるため、改めて交通不便地域の指定を受ける必要がありますので、「交通不便地域指定申請書」（案）として、当協議会での承認を求めるものです。

本日ご審議いただく計画書につきましては、地域公共交通確保維持事業にかかる計画、地域公共交通計画「別紙」となります。

今回、この計画に新たに位置付けを行う【フィーダー系統】の「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運送予定者」（国庫補助金の対象となる系統）につきましては、先ほどのブルーライン交通1系統、豊田町西市～平原・市立病院～来福台となります。

この系統につきましては、2ページめくっていただきまして、「下関市地域公共交通計画 追補編 改訂版」に地域公共交通計画の本体に補助系統の地域公共交通における位置付け・役割を1ページに、補助系統路線図を5ページに記載しております。

公共交通計画別紙につきまして、ご説明させていただきます。

「下関市地域公共交通計画 追補編 改訂版」（全7ページ）の次に綴じております資料（右上に【フィーダー系統】と記載している「地域公共交通計画認定申請書」）をご覧ください。

こちらにつきましては、6月の第2回地域公共交通協議会において、ご承認いただいておりますが、今回この計画に新たに追加しようとしているブルーライン交通の指定におきましては、必要な部分につきまして加筆をさせていただいております。

議案（2）でご説明させていただいた、10月豊田地域でAIオンデマンド・貨客混載実証事業を行うにあたり、現在運行している生活バス4路線を区域間運行とするため、こちらの変更についても合わせて路線標記等の修正を行っております。

本申請書は令和7年6月26日付けで、中国運輸局へすでに提出を行っておりますので、差し替えという形での提出を予定しております。

右上に「別紙」【フィーダー系統】と書いてあるものが、地域公共交通計画の「別紙」となります。

以下、変更点についてご説明いたします。

「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性」については、豊田・菊川地域の生活バス路線の目的及び必要性に加え、ブルーライン交通の地域における役割を記載しております。

「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」については、各路線ごとの事業の目標及び効果を記載しております。

「3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体」といたしましては、生活バスでの事業に加え、ブルーライン交通が実施する各事業を挙げております。路線バス、実施主体はブルーライン交通ということで、適切なダイヤ、運行ルートの検討等を追記させていただいております。

「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者」については、3ページめくっていただき「表1」に詳細を記載しております。

表1の資料といたしまして、次ページ以降に「運行回数の根拠資料」、「フ

「フィーダー補助系統の概要一覧」、「運行系統図」、「時刻表」、「交通不便地域指定地区図」を添付しております。

「5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」につきましては、ブルーライン交通の運行事業の経常欠損額を下関市が負担することを記載しております。

「19. 利用者等の意見の反映状況」については、利用者等の意見の反映状況を記載しております。

これまでに実施したパブリックコメント等での意見を踏まえて、地域公共交通計画を策定して参りました。

今後も引き続き、利用者等の意見を伺いながら、運行計画等について検討していきたいと考えております。

②「地方運輸局長による交通不便地域指定の申請について」ご説明いたします。

地域内フィーダー系統国庫補助金の申請においては、交通不便地域として運輸局長による指定を受ける必要のある地域があります。

指定対象とする交通不便地域は、国庫補助金を受けて運行されるフィーダー系統の利用を前提とする地域であり、

半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅等が存在しない地域とされています。

当市において、この要件に該当する交通不便地域の指定期間が満了となるため、改めて交通不便地域の指定を受ける必要がありますので、「交通不便地域指定申請書」（案）として、当協議会での承認を求めるものです。

「交通不便地域指定申請書（案）」が、今回ご審議いただく申請書となります。

対象地域は、内日地区及び菊川町の一部となっており、申請にあたり、各地域を運行する市生活バスの系統ごとに、申請書を作成させていただいております。

こちらにつきましては、市生活バス内日・田部循環線が運行している、地域についての申請書です。

「1. 指定を受けようとする地域名」については、対象となる地域を記載しております。

「2. 指定を受けようとする理由」については、地域の現状と、その地域の半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅等が存在しないことを記載しております。

「3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要」については、この地域を運行する市生活バスの概要を記載しております。

「5. 指定を受けようとする期間」については、前回申請の指定期間が 9 月 30 日に満了するため、令和 7 年 10 月 1 日からの 5 年度を対象期間として記載しております。

一般的な年度の考え方は「4 月から 3 月」ですが、国の補助金の年度は「10 月から 9 月」となります。

ここで示している 5 年度とは、「令和 7 年 10 月から令和 12 年 9 月」までの期間となりますのでご留意ください。

指定を受けようとする地域の地区の区分図、交通不便地域の人口の根拠資料を添付しております。

市生活バス樅ノ木・保木線が運行している、地域についての申請書です。

ご説明しました路線と同様に申請書類を作成いたしております。

説明は割愛させていただきますので、お手元の資料にて内容をご確認ください。

以上、地域公共交通計画の一部改訂（案）についての内容でございます。

今後の申請手続きにおいて、方向性に影響のない軽微な変更があった際には、会長に相談のうえ、事務局にて対応させていただければと思います。

今後とも、バスの運行について、国の支援をいただき維持していきたいと考えております。

会長：

ご質問、ご意見ございましたらお願ひいたします。

こちらの申請を出すタイミングは、8 月、9 月くらいになりますか。

先ほど、サンデン交通さんが内日線を廃止するということでしたが、反映させるのでしょうか、どちらになりますか。

事務局：（都市計画課）

10 月 1 日からの指定になりますので、そこも反映させた状態で、と考えております。

会長：

路線図のところで、内日までサンデン交通となっているところは修正したほうがいいということですか。

委員A：

ご指摘ただいたところは、まだ路線としてありますので、そのままになります。

会長：

廃止になったら、改めて修正するということでしょうか。

委員A：

改めて修正するということはありません。

会長：

わかりました。

議案（3）につきましても、ご承認ということでよろしいでしょうか。よろしければ、拍手にてご承認いただければと思います。

<委員拍手>

以上で、議案は終了いたします。

報告の方お願ひいたします。

サンデン交通：

2点ほどございます。

1点目ですが、運賃値上げを実施いたします。

7月24日にプレス、ホームページでも発表させていただきました。

8月23日（土）に実施させていただきます。資料にも記載しておりますが、原則一律40円の値上げとさせていただきます。

ホームページにて、新しい料金表を公表させていただきました。

高速バス「下関～福岡線」、「関門周回パスポート」、「関門海峡クローバーきっぷ」、「ふくふくレトロきっぷ」は、料金改定はございません。

「フリー定期券」「区間定期券」「1日乗車券」「24時間乗車券」等は値上げをさせていただきます。

2点目ですが、ダイヤ改正です。

現在作業中なので、資料等はございませんが、10月1日からダイヤ改正を予定しております。

大きな変更はございませんが、現在平日に1日あたり1,171便走っておりますが、33便減りまして1,138便となります。

主な内容は、これまでありました内日・員光線の平日33便減が主なところであります。

その他にも、バス停間の所要時間の見直し等、多少の増減はありますが、大きな変更はございません。9月の中旬ごろには、ホームページやバス停等でお知らせできるように作業しております。

赤字対策、運転手不足、2つの大きな問題がありまして、それに対して将来にわたり事業を継続していくためですので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

会長：

JR西日本さんの方からお願ひいたします。

JR西日本：

8月21日に、弊社の方からプレスリリースさせていただいた、山陰線（人丸～滝部駅間）の大雪災害のため、復旧作業しておりましたが、9月27日（土）の始発より運転再開いたします。

8月21日に弊社の「NEWS RELEASE」にてお知らせをさせていただきました。詳細はそちらでご確認をお願いいたします。

合わせて観光列車の「○○のはなし」及び「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」につきましても、山陰線のコースの運転再開となりますので、ご承知おきください。

9月1日（月）より幡生駅の営業体制が変更となります。

これまで、小月駅、長府駅と係員が常駐しない営業体制へ変わってきましたが、幡生駅につきましても、9月1日から営業体制が変更となります。

これまで駅では、係員が常駐するという形態でありましたが、これからは係員が巡回して、必要な際には係員が駆けつけるという営業体制に変わります。

特に、通学などの利用がある駅ですが、緑の券売機で切符、定期などが購入可能ですので、ご利用いただければと思います。

会長：

何かご質問などございませんでしょうか。
無いようですので、報告（1）につきまして報告済とさせていただきます。
第3回下関市地域公共交通協議会を終了いたします。

5 閉 会